

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

60

卷之三

卷之二

2

卷之三

卷之三

卷之三

13

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

100

四

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

「ナニ全件何事の御事では申て
庚子年正月四日辰巳未時或は御役に立つ。」
未之を以て上りテ加エ無限限近取と申す。已未日、乞う
直向御在成也。light以下に追がて焉。施裡はかくことのまゝに
形而下事なり。今行之が傳流す。未は平手子感ひテ内殿上之
乞う。未年は壬午年也。未事は壬午年也。此すのは國子学官也。未し
御意を以て未時、内殿上之乞う。未子也。

南
夜裡は in the light
夜は石井意郎が長江と云ふ事が、若し

甚うまうがの問題で、云々陳述すれば、是も又ひととことして、あらう。

卷之二

大鹿 伏見は見えりか。古事記は全く已廢棄し更に其勢力が勢倍に
昌るより、林野は不寧。之と降りて伏見は御心の異なれども、

庚
皇清世宗憲皇帝
乾隆甲寅
其年正月

卷之三

卷之三

山向北之行路也

(1) 三季一項体 捕魚者
内々口下傳 (1) 三季一項の漁業者に生人云

御書院の正門(西園寺)は、御書院の前門として、

卷之三

卷之三

卷之三

大臣 満州に於ては事務局を置き、其處にて在滿士の解了を
か出来と向うて、之を除き之直ちに了解を終らし候た
立候ト有り得べし。

二月 父親喪失し、除喪後三ヶ月間は、之を行ひ居る。(手)
貢御智謀が有れば取次ぐべし。もとより方へへと似合は
吉丸 了解事の内証を蒙り候事。(手)

二月 (手) 三月三日、貴様勅宣除喪は既に解了候事の如き又は案集り
外務省

と答へ詮命書。

貴國は新しく方法を求むる事多々、
庚 僕御立派な御仕事は極めて圓滑な事多々、
沙を何より機知を以て、其心計を重んじてお思ふ事多々、
三月 事務局は事務局にては接觸せざる事多々、(附註)機知を止めて
(手) 九月一號アリテ、ハニカム接觸せざる事多々、(附註)機知を止めて
改修工合意する事焼とす(但し米軍側本拠地内に在る院長

外務省

全而後改學通竟也。要之他以平澹為宗，以清遠爲

卷之二

(二)十一月の解説は未だ無存

十五年三月廿日東側反事變

(八) 壓縮形の「」を日本語の「」と書く

十四
政治傳聞
15 今後向記主日不
用是傳予要。

外務省

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

御船事小得之。上使。京文仲。名。

十六年九月二十二日
米酒

「静は向うへ去る。」傳 药王名。

卷之二十一

卷之三

附錄卷之二

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

高麗經理は N A T O と 連属の意義を與えず 務め方を 理

北洋米側總理は 南政府に 投資路線を リンバースし 得主体 府用

本國の 務め方を 理

(1) 朝鮮道閑 國子税局事務所と 同じく 増加と 並んで

N A T O は 軍事化 官能化 個別協定が あり 或は は 韓華團

事務所の 增加と 並んで 行政監視部と 並んで

と 全く同じで 事務所と 並んで 機械化道閑 國子税局事務所と 並んで

外務省

(2) 朝鮮事務所の 増加と 並んで 事務所と 並んで

本國の 務め方を 理

(3) 朝鮮事務所の 増加と 並んで 事務所と 並んで

本國の 務め方を 理

(4) 朝鮮事務所の 増加と 並んで 事務所と 並んで

本國の 務め方を 理

(5) 朝鮮事務所の 増加と 並んで 事務所と 並んで

本國の 務め方を 理

(6) 朝鮮事務所の 増加と 並んで 事務所と 並んで

本國の 務め方を 理

外務省

卷之三

卷之三

タクシードの開拓は、御恩を蒙りて、(一)吉田内閣の軍事政策

第四御宿
五章題(即後說洪武年)
洪武年

行臣
其事中今日過往之方一
爲之
前後之失
竟

十二月廿五日
晴。晚有風。夜半雨。未甚。

外務省

卷之三

卷之三

卷之三

理生夢翁の死後、子孫の多くが名を承り、その中で最も有名なのは、李氏（李本寧）と李氏（李本寧）の玄孫。

事事通じて、従事書類は、常に手元に持つ。又は、既に仕事の上

此皆十之八九也。又如一丘之安，當安其安，則可矣。

大德
今後早速
取手一通

尚據理之全，運之順，猶猶如人體之有氣，無不活

卷之三

總計五百三十六件
又萬金可加

唐
宋
元
明

卷之三

卷之三

10

*By
PK*

I have the honor to refer to the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security Between the United States and Japan, signed today.

It is the understanding of my Government that the Official Minutes of the Tenth Joint Meeting for the negotiation of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between the United States and Japan, held on February 26, 1952, and the Official Minutes regarding the Protocol to amend Article XVII of the Administrative Agreement, dated 29 September 1953, shall retain their validity as understandings between the two Governments, except where subsequent agreements, including the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, have specifically made the Minutes inapplicable.

I would be grateful if Your Excellency would confirm the foregoing understanding on behalf of your government.

*By
MC*

Confidential

Re Articles XII and XV

The Government of Japan and the United States will cooperate with each other with a view to facilitating the promotion of welfare of workers and the maintenance of amicable labor relations between United States armed forces, including the organizations provided for in Article XV, and Japanese workers.